

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 8 年 3 月 2 7 日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第 2 0 号

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則の一部を改正する
規則

初任給，昇格，昇給等の基準に関する規則（昭和 6 2 年函館市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（1）の表 7 級の項第 2 号中「，公共施設マネジメント室長」を削り，「または保健所次長」を「，保健所次長または G X 産業創出推進室長」に改める。

附 則

この規則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。